

三重県公共工事共通仕様書 令和7年4月一部改定

新旧対照表

◆第1編 共通編	P1～P4
◆生コンクリートの取り扱いマニュアル	P4
◆その他(図表等)	P5～P8

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表

現行(令和6年7月)						一部改定(令和7年4月)						改定理由					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		編	章	節	条	項
(分冊1)						(分冊1)											
1	1	1	1	46	1	技術者の選任	受注者は、契約書第10条に規定する主任技術者又は、監理技術者(特例監理技術者を含む)を定める場合で、当該工事が、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、しゅんせつ工事、造園工事及び水道施設工事である場合には、表1-5に示す当初工事請負代金額に該当する主任技術者又は、監理技術者(特例監理技術者を含む)を選任しなければならない。 なお、特例監理技術者を設置する場合には、特例監理技術者の行うべき職務を補佐する監理技術者補佐を設置しなければならない。	1	1	1	1	46	1	技術者の選任	受注者は、契約書第10条に規定する主任技術者又は、監理技術者(特例監理技術者を含む)を定める場合で、当該工事が、土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、鋼構造物工事、舗装工事、塗装工事、しゅんせつ工事、造園工事及び水道施設工事である場合には、表1-5に示す当初工事請負代金額に該当する主任技術者又は、監理技術者を選任しなければならない。	法令の改正に伴う修正	
1	1	1	1	46	2	監理技術者等の途中交代	(1)受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐(以下「監理技術者等」という。)を途中交代できるものとする。	1	1	1	1	46	2	監理技術者等の途中交代	(1)受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において発注者との協議により、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐(以下「監理技術者等」という。)を途中交代できるものとする。	法令の改正に伴う修正	
1	1	1	1	46	3	監理技術者及び特例監理技術者	受注者は、専任の監理技術者及び特例監理技術者について建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証(以下「資格者証」という。)の交付を受けている者のうちから、これを選任するものとし、資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを現場代理人等通知書に添付して発注者に提出するものとする。	1	1	1	1	46	3	監理技術者	受注者は、専任の監理技術者について建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証(以下「資格者証」という。)の交付を受けている者のうちから、これを選任するものとし、資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを現場代理人等通知書に添付して発注者に提出するものとする。	法令の改正に伴う修正	
1	1	1	1	46	6	技術者の専任・兼任	(1)技術者の専任 受注者は、請負金額4,000万円(建築工事にあつては、8,000万円)以上の場合、主任技術者(監理技術者)は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、工場製作などにあつては、監理技術者制度運用マニュアル(国土交通省通知 令和4年12月23日付け 国不建第457号)によるものとする。 (2)技術者の兼任 受注者は、請負金額500万円以上4,000万円未満(建築工事にあつては請負金額が1,500万円以上8,000万円未満)の県発注公共工事(応急工事等に係るものを除く)において、1人の主任技術者(監理技術者)が兼任できる工事数は、2件以下とする。ただし、請負金額の合計が3,000万円(建築工事のみの場合にあつては6,000万円)以下の場合はこの限りではない。	1	1	1	1	46	6	技術者の専任・兼務	(1)技術者の専任 受注者は、請負金額4,500万円(建築工事にあつては、9,000万円)以上の場合、主任技術者(監理技術者)は、工事現場ごとに専任の者でなければならない。ただし、工場製作などにあつては、監理技術者制度運用マニュアル(国土交通省通知 令和7年1月28日付け 国不建第147号)によるものとする。 (2)技術者の兼務 受注者は、請負金額500万円以上4,500万円未満(建築工事にあつては請負金額が1,500万円以上9,000万円未満)の県発注公共工事(応急工事等に係るものを除く)において、1人の主任技術者(監理技術者)が兼務できる工事数は、2件以下とする。ただし、請負金額の合計が3,000万円(建築工事のみの場合にあつては6,000万円)以下の場合はこの限りではない。 また、県発注公共工事において、建設業法第26条第3項第1号により情報通信技術者を利用し専任現場を兼務する場合(以下、「専任特例1号」という。)、建設業法第26条第3項第2号により監理技術者補佐を配置し専任現場を兼務する場合(以下、「専任特例2号」という。))及び建設業法第26条の5により特定営業所技術者が主任技術者又は監理技術者(以下、「主任技術者等」という。)の職務を、営業所技術者が主任技術者の職務を兼務する場合(以下、「専任特例営業所技術者」という。)については、以下のとおりとする。(兼務する工事も含む) ①専任特例1号 以下の要件を全て満たす場合は、主任技術者等は、専任を要する工事を兼務できることとする。なお、同一の主任技術者等が、専任特例1号の工事現場と専任特例2号の工事現場を兼務することはできない。 また、主任技術者等は、現場代理人(兼務する工事も含む)、建設業法上の営業所技術者若しくは特定営業所技術者(以下、「営業所技術者等」という。)、建設業法上の経營業務の管理責任者又は建設業法施行令第3条に規定する使用人とは兼務できない。 ア 各建設工事の請負代金の額が、1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)であること。なお、工事途中において、請負代金の額が1億円(建築一式工事の場合は2億円)以上となった場合には、それ以降は専任特例1号を活用できず、主任技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。 イ 同一の主任技術者等が兼務できる工事は、2つの工事現場が同一建設事務所管内又は隣接する建設事務所管内であること。 ウ 受注者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が2(建築一式工事の場合は3)を超えていないこと。なお、工事途中において、下請次数が2(建築一式工事の場合は3)を超えた場合には、それ以降は専任特例1号を活用できず、主任技術者等を工事毎に専任で配置しなければならない。 エ 当該建設工事に置かれる主任技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者(以下「連絡員」という。)を当該建設工事に	法令の改正に伴う修正	

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表(図表等)

現行(令和6年7月)

一部改定(令和7年4月)

改定理由

(分冊1)
3-1-1-9 提出書類
表 3-1-2 工事関係書類一覧表【三重県版】

(分冊1)
3-1-1-9 提出書類
表 3-1-2 工事関係書類一覧表【三重県版】

表3-1-2 工事関係書類一覧表【三重県版】

作成時期	種別	書類名称	書類作成の根拠	書類作成者		受注者書類作成の位置付け						備考
				発注者	受注者	提出		提示		その他		
						監督員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督員へ連絡	監督員へ納品	
工事着手前	契約関係書類	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項 共通仕様書1-1-1-46	○		○						
		工程表	工事請負契約書第3条1項	○		○						
		建退共掛金収納書	共通仕様書1-1-1-43-5	○		○						提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。
		建退共証紙受払簿	建設業退職金共済制度の適正履行の確保について (R3.3.30付国不入企第40号)	○				○				共済証紙の購入状況を把握するため、共済証紙の受払簿その他関係資料について提示を求めることがある。
		請求書(前払金)	工事請負契約書第35条1項	○		○						
		VE提案書(契約後VE時)	契約後のVE提案に関する特記仕様書	○	○							
	その他	工事着手届	共通仕様書1-1-1-9-3	○	○							
		登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-6	○				○				CORINSへ登録(受注・変更・完成・訂正)(旧称:工事カルテ受領書)
		—										
		—										
		再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-20-4	○	○							該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
		再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-20-5	○	○							該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
	建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	○									
	1 施工計画	施工計画書	共通仕様書1-1-1-5-1	○	○							重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督員に提出する。
		—										
		基本計画書	共通仕様書1-1-1-15	○	○							工事を一時中止する期間の工事現場の維持・管理に関する計画書、監督員に提出し承諾を得ること。
		設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	○	○							契約書第18条第1項1～5号に該当する事実があった場合のみ提出する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)
		—										
		工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-40	○	○							
		工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異あり)	共通仕様書1-1-1-40	○	○							設計図書と差異があった場合のみ提出する。
		工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と一致)	共通仕様書1-1-1-40	○	○				○			設計図書と一致している場合は提示とする。
		下請負通知書	共通仕様書1-1-1-10	○	○							下請負に付する場合
施工体制台帳		共通仕様書1-1-1-11	○	○					○		「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について(令和3年3月5日付国官技第319号、国官整第16号)に基づき作成する。 建設業及び警備業以外は不要。 施工体制台帳の添付資料は提示のみとする。	
施工体系図	共通仕様書1-1-1-11	○	○									

表3-1-2 工事関係書類一覧表【三重県版】

作成時期	種別	書類名称	書類作成の根拠	書類作成者		受注者書類作成の位置付け						備考
				発注者	受注者	提出		提示		その他		
						監督員	契約担当課	発注担当課	受注者保管	監督員へ連絡	監督員へ納品	
工事着手前	契約関係書類	現場代理人等通知書	工事請負契約書第10条1項 共通仕様書1-1-1-46	○		○						
		工程表	工事請負契約書第3条1項	○		○						
		建退共掛金収納書	共通仕様書1-1-1-43-5	○		○						提出できない事情がある場合は理由を書面で提出する。
		建退共証紙受払簿	建設業退職金共済制度の適正履行の確保について (R3.3.30付国不入企第40号)	○				○				共済証紙の購入状況を把握するため、共済証紙の受払簿その他関係資料について提示を求めることがある。
		請求書(前払金)	工事請負契約書第35条1項	○		○						
		VE提案書(契約後VE時)	契約後のVE提案に関する特記仕様書	○	○							
	その他	工事着手届	共通仕様書1-1-1-9-3	○	○							
		登録内容確認書	共通仕様書1-1-1-6	○				○				CORINSへ登録(受注・変更・完成・訂正)(旧称:工事カルテ受領書)
		—										
		—										
		再生資源利用計画書 -建設資材搬入工事用-	共通仕様書1-1-1-20-4	○	○							該当する建設資材を搬入する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
		再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-	共通仕様書1-1-1-20-5	○	○							該当する建設副産物を搬出する予定がある場合、建設副産物情報交換システムにより作成し、施工計画書へ含めて提出する。
	建設リサイクル法に基づく通知書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条	○									
	1 施工計画	施工計画書	共通仕様書1-1-1-5-1	○	○							重要な変更が生じた場合(工期や数量等の軽微な変更以外)には、その都度当該工事に着手する前に、変更施工計画書を監督員に提出する。
		—										
		基本計画書	共通仕様書1-1-1-15	○	○							工事を一時中止する期間の工事現場の維持・管理に関する計画書、監督員に提出し承諾を得ること。
		設計図書の照査確認資料 (契約書18条に該当する事実があった場合)	共通仕様書1-1-1-3-2	○	○							契約書第18条第1項1～5号に該当する事実があった場合のみ提出する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)
		—										
		工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共通仕様書1-1-1-40	○	○							
		工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と差異あり)	共通仕様書1-1-1-40	○	○							設計図書と差異があった場合のみ提出する。
		工事測量結果(設計図書との照合) (設計図書と一致)	共通仕様書1-1-1-40	○	○					○		設計図書と一致している場合は提示とする。
		下請負通知書	共通仕様書1-1-1-10	○	○							下請負に付する場合
施工体制台帳		共通仕様書1-1-1-11	○	○							「施工体制台帳に係る書類の提出について」の一部改正について(令和3年3月5日付国官技第319号、国官整第16号)に基づき作成する。 建設業及び警備業以外は不要。	
施工体系図	共通仕様書1-1-1-11	○	○									

共通仕様書の本文との整合
(1-1-1-11 施工体制台帳)

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表(図表等)

現行(令和6年7月)	一部改定(令和7年4月)	改定理由																														
<p>(分冊1) 3-1-1-10 創意工夫 (表)創意工夫・社会性等に関する実施状況</p> <p>3-1-1-10 創意工夫</p> <p>1. 一般事項 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員に提出する事ができる。</p> <p>2. 実施内容 受注者は、創意工夫に関する事項について、実施内容を具体的に施工計画書に記述するとともに、実施状況を所定の様式に記載し報告することができる。なお、実施状況報告様式については、一覧表形式とすることができる。</p> <div data-bbox="201 653 1169 1724" style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">創意工夫・社会性等に関する実施状況</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">工事名</th> <th style="width: 15%;">受注者名</th> <th></th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>評価内容</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>創意工夫</td> <td><input type="checkbox"/>施工</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 </td> </tr> <tr> <td>自ら立案実施した創意工夫や技術力</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設備計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・ICT(情報通信技術)の活用 等 </td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>新技術活用</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> NETIS登録技術のうち、 ・試行技術の活用 ・「少実績優良技術」の活用 ・「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用 ・試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術の活用 </td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>品質</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫 等 </td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>安全衛生</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・環境保全の工夫 等 </td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>社会性等</td> <td><input type="checkbox"/>地域への貢献等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力 等 </td> </tr> <tr> <td>地域社会や住民に対する貢献</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div>	創意工夫・社会性等に関する実施状況			工事名	受注者名		項目	評価内容	実施内容	<input type="checkbox"/> 創意工夫	<input type="checkbox"/> 施工	<ul style="list-style-type: none"> ・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 	自ら立案実施した創意工夫や技術力		<ul style="list-style-type: none"> ・仮設備計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・ICT(情報通信技術)の活用 等 		<input type="checkbox"/> 新技術活用	<ul style="list-style-type: none"> NETIS登録技術のうち、 ・試行技術の活用 ・「少実績優良技術」の活用 ・「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用 ・試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術の活用 		<input type="checkbox"/> 品質	<ul style="list-style-type: none"> ・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫 等 		<input type="checkbox"/> 安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・環境保全の工夫 等 	<input type="checkbox"/> 社会性等	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力 等 	地域社会や住民に対する貢献			<p>(分冊1) 3-1-1-10 創意工夫 (表)創意工夫・社会性等に関する実施状況</p> <p>3-1-1-10 創意工夫</p> <p>1. 一般事項 受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として、特に評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督員に提出する事ができる。</p> <p>2. 実施内容 受注者は、創意工夫に関する事項について、実施内容を具体的に施工計画書に記述するとともに、実施状況を所定の様式に記載し報告することができる。なお、実施状況報告様式については、一覧表形式とすることができる。</p> <div data-bbox="1448 653 2415 1724" style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> <p style="font-size: 2em; color: red;">(表削除)</p> </div>	<p>改定理由</p> <p style="text-align: center;">表削除 (国との整合)</p>
創意工夫・社会性等に関する実施状況																																
工事名	受注者名																															
項目	評価内容	実施内容																														
<input type="checkbox"/> 創意工夫	<input type="checkbox"/> 施工	<ul style="list-style-type: none"> ・施工に伴う器具、工具、装置等の工夫 ・コンクリート二次製品等の代替材の適用 ・施工方法の工夫、施工環境の改善 																														
自ら立案実施した創意工夫や技術力		<ul style="list-style-type: none"> ・仮設備計画の工夫 ・施工管理の工夫 ・ICT(情報通信技術)の活用 等 																														
	<input type="checkbox"/> 新技術活用	<ul style="list-style-type: none"> NETIS登録技術のうち、 ・試行技術の活用 ・「少実績優良技術」の活用 ・「少実績優良技術」を除く「有用とされる技術」の活用 ・試行技術及び「有用とされる技術」以外の新技術の活用 																														
	<input type="checkbox"/> 品質	<ul style="list-style-type: none"> ・土工、設備、電気の品質向上の工夫 ・コンクリートの材料、打設、養生の工夫 ・鉄筋、コンクリート二次製品等使用材料の工夫 ・配筋、溶接作業等の工夫 等 																														
	<input type="checkbox"/> 安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生教育・講習会・パトロール等の工夫 ・仮設備の工夫 ・作業環境の改善 ・交通事故防止の工夫 ・環境保全の工夫 等 																														
<input type="checkbox"/> 社会性等	<input type="checkbox"/> 地域への貢献等	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境への配慮 ・現場環境の周辺地域との調和 ・地域住民とのコミュニケーション ・災害時など地域への支援・行政などによる救援活動への協力 等 																														
地域社会や住民に対する貢献																																
3-24	3-24																															

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表(図表等)

現行(令和 6 年 7 月)	一部改定(令和 7 年 4 月)	改定理由
<p>(分冊2) 生コンクリートの取り扱いマニュアル 図 1 微破壊試験の流れ</p> <p>図 1 微破壊試験の流れ</p>	<p>(分冊2) 生コンクリートの取り扱いマニュアル 図 1 微破壊試験の流れ</p> <p>図 1 微破壊試験の流れ</p>	<p>共通仕様書の本文との整合 (分冊 1)1-3-3-1 一般事項 2.品質 確保の調査</p>

三重県公共工事共通仕様書新旧対照表(図表等)

現行(令和6年7月)	一部改定(令和7年4月)	改定理由
<p>(分冊2) 生コンクリートの取り扱いマニュアル 図2 非破壊試験の流れ</p> <p>試験法、測定位置の選定、立案 設計諸元の事前確認 「試験実施計画」を盛り込んだ強度測定計画書の作成 → 強度測定計画書の提出 事前準備(検量線の作成)</p> <p>打設条件が同一の打設ロットが他にあるか</p> <p>YES → 同一打設条件の他の打設ロットで3測線を測定しているか</p> <p>NO → 3測線の強度測定(強度推定、材齢補正)</p> <p>3測線の強度平均値がSL以上、かつ、個々の強度推定値が0.85SL以上か</p> <p>YES → 合格</p> <p>NO → 再試験(測定位置付近の他の位置で再測定)</p> <p>3測線の強度平均値がSL以上、かつ、個々の強度推定値が0.85SL以上か</p> <p>YES → 合格</p> <p>NO → 小径コア試験実施*</p> <p>2本の強度平均値がSL以上、かつ、それぞれの強度測定値が0.85SL以上か</p> <p>YES → 合格</p> <p>NO → 不合格 → 対策について協議 → 測定結果報告書の作成(判定基準に適合していない場合は、対策についての協議結果を含む) → 測定結果報告書の提出(測定後速やかに)</p> <p>注) 図中のSLは、設計基準強度を指す * 小径コア試験を実施する際は、2本以上採取する</p> <p>図2 非破壊試験の流れ</p>	<p>(分冊2) 生コンクリートの取り扱いマニュアル 図2 非破壊試験の流れ</p> <p>試験法、測定位置の選定、立案 設計諸元の事前確認 「試験実施計画」を盛り込んだ強度測定計画書の作成 → 強度測定計画書の提出 事前準備(検量線の作成)</p> <p>打設条件が同一の打設ロットが他にあるか</p> <p>YES → 同一打設条件の他の打設ロットで3測線を測定しているか</p> <p>NO → 3測線の強度測定(強度推定、材齢補正)</p> <p>3測線の強度平均値がSL以上、かつ、個々の強度推定値が0.85SL以上か</p> <p>YES → 合格</p> <p>NO → 再試験(測定位置付近の他の位置で再測定)</p> <p>3測線の強度平均値がSL以上、かつ、個々の強度推定値が0.85SL以上か</p> <p>YES → 合格</p> <p>NO → 小径コア試験実施*</p> <p>2本の強度平均値がSL以上、かつ、それぞれの強度測定値が0.85SL以上か</p> <p>YES → 合格</p> <p>NO → 不合格 → 対策について協議 → 測定結果報告書の作成(判定基準に適合していない場合は、対策についての協議結果を含む) → 測定結果報告書の提出(検査時まで)</p> <p>注) 図中のSLは、設計基準強度を指す * 小径コア試験を実施する際は、2本以上採取する</p> <p>図2 非破壊試験の流れ</p>	<p>共通仕様書の本文との整合 (分冊1)1-3-3-1 一般事項 2.品質確保の調査</p>